

令和6年6月6日（木）

# 令和6年度 第1回陸別町学校運営協議会 学校説明資料

## 陸別町立陸別中学校



# 令和6年度 陸別中学校 学校経営方針

- 1 陸別町教育の目指す姿 ～「陸別の子は陸別で育てる」～ 地域とともにある学校づくり～  
・家庭は温かく ・学校は楽しく ・地域は明るく

## 2 学校経営の基本方針

- (1) 学習指導要領、中央教育審議会各種答申、十勝管内教育推進の重点、陸別町教育行政執行方針、陸別町小中一貫教育の推進方針を踏まえ、今年度の本校の重点を設定しその実現を目指す。
- (2) 「子どもたちに必要な資質能力やその育成方法」を地域と共有し、手を携えて教育活動の充実（社会に開かれた教育課程の実現）を図る。
- (3) 子どもたちにとって最大の教育資源である教職員一人一人が指導力を磨き、それを結集した組織体「チーム陸中」が今年度の重点達成を目指す。

## 3 学校教育目標

「 自立      挑戦      友愛 」

## 4 目指す学校像

「誰もが通いたい学校、働きたい学校」  
～ **楽しい** 学校生活 ～

**心安らく環境** 「自他ともに認め合う関係」（多様性への理解）  
「相談できる人の存在」（友人、教職員、SCなど）  
「のんびりできる空間」（教室、保健室、図書コーナー）

**楽しい活動**（学習、行事、部活動） 「おどろき」（興味、関心）  
「うなずき」（理解、習得）  
「かがやき」（主体的な思考、活動）へ

## 5 今年度の経営の重点

### (1) 「陸別の子は陸別で育てる」(保小中連携のさらなる推進)

- ・ 陸別町小中一貫教育推進委員会による小中一貫教育の推進

### (2) 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

#### ① 新しい時代に必要となる資質・能力をはぐくむ

- ・ ※1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実による授業改善
- ・ 客観的なデータを基にしたショートスパンでのPDCAサイクルの確立
- ・ 個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法、支援体制の工夫
- ・ ※2 SDGs、ESDを核に据えた体験的学習や問題解決的学習の推進

#### ② 豊かな人間性をはぐくむ

- ・ 「学びに向かう力、人間性」を育成する教育の充実
- ・ 全校体制による組織的な ※3 発達支持的生徒指導の推進
- ・ 学校図書館(図書スペース)を活用し、本に親しむ指導の充実

#### ③ 健康でたくましい体をつくる

- ・ 健康な生活に関心をもち、※4 ヘルスリテラシーを高める指導の充実
- ・ 新体力テスト結果の活用・分析による体力向上の取組の充実
- ・ 学校給食、教科(技術家庭科等)と連携した食育の推進

### (3) 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

#### ① 安心して過ごせる居場所をつくる

- ・ 学年担任制による生徒一人一人に寄り添う指導の充実
- ・ 不登校生徒への支援と学びの機会の確保
- ・ 法に基づくいじめの問題の未然防止、積極的な認知、組織的な対応
- ・ 避難訓練、安全教育等を通じた危機回避の指導の充実
- ・ 全教職員による組織的なリスクマネジメント、クライシスマネジメントの充実

#### ② 専門性を向上し、働きやすい職場づくり

- ・ ※5 心理的安全性を確保し、情報共有しやすい職員室の雰囲気づくり
- ・ ICTの活用による校務効率化の推進
- ・ 職員会議、面談、自己評価等によるに服務規律保持の研修及び啓発
- ・ 多様な研修機会を活用した教員の主体的な学びの促進

### (4) 家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現

#### ① 家庭や地域と連携して子どもの学びを支える

- ・ 学習習慣、生活習慣の確立に向けた家庭や地域との連携 (タブレットの活用)
- ・ 学校便り、学校公式ブログ、各種通信等の活用による家庭、地域との教育活動の共有
- ・ 学校評価による学校経営状況の公表

- ・※6 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・部活動の地域移行に向けた取組の検討

② ふるさと陸別への愛着を育む教育を推進する

- ・※7 「りくべつ学」を推進する教育課程の編成・実施・改善
- ・各種地域施設を活用した歴史・文化・芸術・科学に接する機会の充実

※1 「個別最適な学び」： 生徒が自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

「協働的な学び」： 探究的な学習や体験活動などを通じて、生徒同士、あるいは企業や地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

※2 SDGs： Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。  
国連が定めた持続可能でよりよい世界を目指すために定めた17の目標。  
「目標5 ジェンダー平等の実現」、「目標11 住み続けられるまちづくり」など。  
ESDは、そのための教育（Education for Sustainable Development）。

※3 発達支持的生徒指導： 全ての生徒を対象に、生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかける。  
日々の教職員の生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通じた個と集団への働きかけを大切にする。

※4 ヘルスリテラシー： 生活の質を維持・向上させて健康的な生活を送るために必要な健康・医療関連情報を取得し、有効に活用する能力。

※5 心理的安全性： 組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対してでも安心して発言できる状態。  
①話しやすさ、②助け合い、③挑戦、④新奇歓迎の4つの因子があるとき、心理的安全性が感じられる。

※6 コミュニティ・スクール： 学校運営協議会を設置した学校。

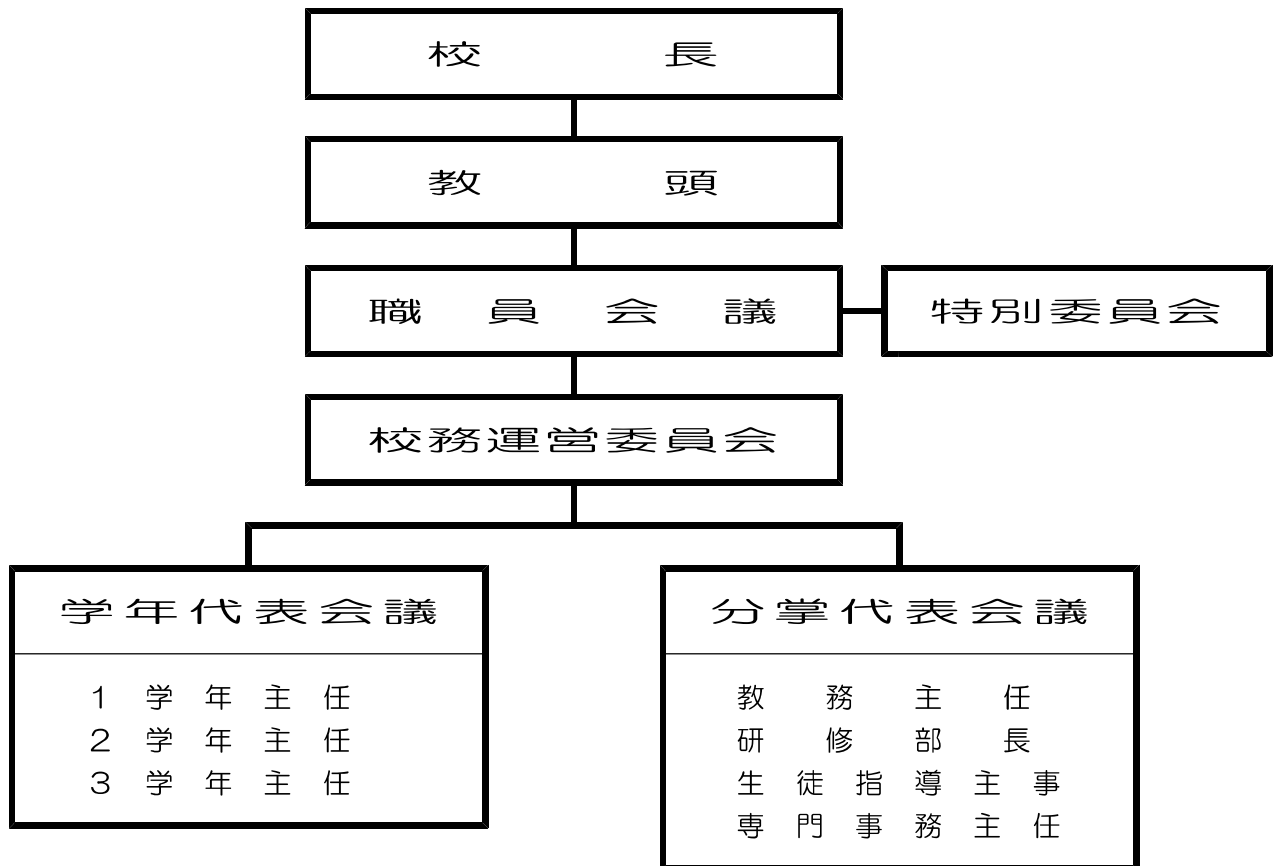
学校運営協議会のメンバーは、校長、教職員、地域住民。

その役割は、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、  
②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる  
③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

地域学校協働活動： 地域住民、保護者、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、  
地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域  
づくり」を目指して行う様々な活動。本校の職場体験学習や各種の講話など。

※7 「りくべつ学」： 陸別小・中学校の一貫した「ふるさと学習」。地域の教育資源「ヒト・モノ・  
コト」を活用した学習。総合的な学習の時間を中心に、各教科、特別活動、道  
徳など教科横断的に体験的学習、探求的学習を進める。  
これまでの「陸別ふるさと科」の学習内容も「りくべつ学」の中に位置づける。

# 令和6年度 陸別中学校校内組織図



- ① 各学年団所属の全教諭は、学年全ての生徒の担任として業務を推進する。（学年担任制）
- ② 特別支援教育の推進は、全校的な支援体制をもって行う。  
特別支援学級在籍生徒への個別の指導（授業・進路等）については、主に特支担当教諭が担う。
- ③ 校務運営委員会は、学年代表と分掌代表をもって組織する。

| 1 年団      | 2 年団      | 3 年団      |
|-----------|-----------|-----------|
| * 及 川 愉 太 | * 尾 崎 敬 祐 | * 北 川 智 之 |
| 永 山 凜     | 重 泉 弥 子   | 渡 邊 耕 平   |
| 梅 木 美 沙   | 西 垣 翔     | 内 山 建     |
| ☆ 青 木 優 貴 | 諸見里 みつき   | 石 井 早 紀   |

\*＝学年主任      ☆＝特別支援教育コーディネーター      黄色の網掛け＝特別支援担当

# チーム担任制（学年担任制）の導入について

～学級担任制から学年団教員全員が担任となる学年担任制へ～

## 1. 目 的

- （１）生徒や保護者が様々な教員と日常的に相談ができるようにする。
- （２）生徒と担任教員のミスマッチを防ぐ。
- （３）教員が生徒の変化に気づく機会を増やし、早期対応ができるようにする。
- （４）生徒とのやりとりを他の教員が見て、教員同士の学び合う機会とする。
- （５）学級担任に集中する業務を平準化する。
- （６）教員の休暇取得や柔軟な勤務形態を容易にする。

## 2. 運 用

- （１）学年業務の調整は、学年主任が行う。
- （２）朝の会、給食、帰りの会は交代制とし、次の担当が、朝昼夕のサブにまわる。
- （３）生徒や保護者への対応は、生徒・保護者のリクエストを優先する。
- （４）その他の業務は、適材適所で分担する。

例えば、学年通信の作成は、得意な人の専門でも、学年内の輪番でも。

- （５）特別支援についてもこの枠組みに入れる。

但し、授業や進路指導は、主に特別支援担当教諭が行う。

## 3. 留意事項

- （１）学年団内の意思疎通、チームワークを密にする。
- （２）生徒や保護者の不安や戸惑いには、丁寧に対応する。
- （３）課題に対して、その都度、学年・学校内で協議し、情報の共有化を図る。

## 定期テスト廃止について

### 1, 目的

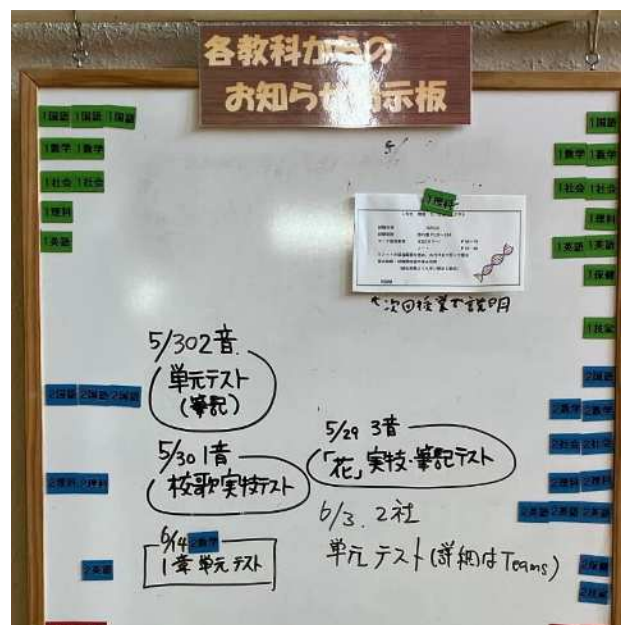
- ①学習の習慣化を図る
- ②单元ごとに得意, 不得意をみとり, 学習指導の改善を図る
- ③細分化したテストを行い, 生徒の学習を細かく見とり, 適切に評価するため。
- ④テスト範囲に捉われない授業の実践

### 2, 習熟度テスト (S T) の実施について

- ①各教科で单元ごと, 分野ごとにテストを実施する
- ②廊下もしくはタブレット上のカレンダーに記載し, 各教科で重なりがないようにする
- ③周知はテスト実施の2週間前までに行う

### 3, 定期テストに廃止に伴う変更点

- ①年度初めの授業で年間の授業計画, テストの目安, 評価規準を A4 一枚で作成し, 冊子にして学級に提示
  - ②評価補助簿の評価欄を 20 個に設定
  - ③PDCA,OODA サイクルを意識した授業改善 (テスト後)
- 廊下掲示





# 令和6年度 陸別中学校の部活動に係わる活動方針

## ○ はじめに

陸別中学校では、生徒のバランスのとれた学校生活や、教師の部活動指導における負担を軽減し、働き方改革を推進することを目的に、「北海道の部活動の在り方に関する方針」、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン（第3期）」、「陸別町立陸別中学校に係わる部活動方針（陸別町教育委員会策定）」、「学校における働き方改革 陸別町推進プラン」を踏まえ、また、陸別町教育委員会の指導・助言を得て「令和6年度 陸別中学校の部活動に係わる活動方針」を作成しました。このことについて保護者や地域の皆様方へお知らせするとともに、適正な部活動の運営が行えるよう引き続きご理解とご支援をお願いいたします。

## 1 部活動の意義

陸別中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる。そこで、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異学年・年齢との交流の中で、生徒同士や教師、地域の指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど生徒の多様な学びの場となる。

## 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上及び大会等で勝つことを目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

## 3 部活動の在り方

心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・暴言・ハラスメントを根絶した、安全で安心な指導の徹底を行う。

また、必要に応じて専門的な知識・技能を有する外部コーチを活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

## 4 部活動への入部・退部

### （１）入 部

① 部活動への入部は任意とする。尚、入部にあたっては、１年間継続して活動することを前提とし、年度途中の変更は原則として認めない。

② 入部届は、毎年４月中に提出とし、届け出を受理した時点で正式入部とする。

入部届は所定の用紙に、本人ならびに保護者の署名・押印を必要とする。

- ③ 1年生および転入生については、入学後の数日間を体験・見学期間とする。

## (2) 在籍期間

- ① 運動系部活動の3年生は、原則、中体連夏季大会までを在籍期間とする。
- ② 文化系部活動の3年生は、原則、文化祭までを在籍期間とする。
- ③ 上記①・②は、本人・保護者の希望により最長年度末（3月31日）まで延長することができるものとする。

## (3) 移籍・退部

- ① やむを得ない事情（健康状態、部員数の減少により活動が困難など）で移籍、退部する場合は、学級担任・部活動顧問・保護者の了解を得て、退部届を提出する。

## 5 指導と体制 「部活動が持続可能なものとなるような運営をしていく」

### (1) 顧 問

- ① 教職員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に運営していく。
- ② 各部の顧問は原則として複数名とし、指導・監督にあたる。
- ③ 本校教職員以外の者（外部指導者）からの支援も積極的に活用する。  
尚、この場合は、事前に校内での共通理解及び教育委員会をはじめとする関係機関との連携も十分に図る。
- ④ 但し、日常的に指導・監督をすることはない設置外部活動については、顧問は1名でも可とする。

※設置外部活動：クラブチームや少年団等（本校が設置する部活動以外）に所属する生徒が、中体連大会に参加できるように大会申込や引率など、臨時の業務を担う教職員を配置する部活動。

### (2) 指 導

- ① 部活動は原則として、顧問がつくものとし、顧問不在の場合は活動を中止する。  
但し、顧問不在の場合でも、大会等が直近にあり、校内において安全が確保されることを条件に生徒が自主的に活動を行うことは認める。
- ② 部活動の活動計画は月毎に顧問が作成し、生徒・保護者・管理職に知らせる。  
これにより、部活動が過度な負担になっていないか、多くの目で検証する。
- ③ 活動中に事故が発生した場合、部活動顧問は、関係者（管理職、担任、養護教諭）に事実を報告する一方、医療機関や家庭との連絡を密にし、速やかに対処する。

## 6 活動時間および日数

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習、部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとするができるよう、部活動の活動時間について以下のような基準を設ける。

### (1) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日（授業日）の活動は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

○活動時間に含まれないもの

- ・活動前の準備時間、活動後の片付けの時間  
（上記時間が長くなる場合は、活動時間そのものを短く設定する）
- ・活動場所（大会や練習試合、合同練習）までの移動時間
- ・活動時間中に入る昼食などの休憩時間
- ・大会等の当番校業務

○活動時間を含むもの

- ・大会等への出場、練習試合、合宿
- ・ミーティング
- ・技術向上に繋がる動画の視聴

- ② 尚、活動場所（練習または大会会場）にて、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合  
は、原則として活動を行わない。

### (2) 休養日

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

ア. 平日は少なくとも1日、休業日（土・日・祝日）は少なくとも1日を休養日とする

イ. 休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ② 学力テスト前日、完全下校となっている日は、部活動を休みとする。
- ③ 体育祭・文化祭の当日及び前日は、休養日とする。また、その以前等においても、生徒の疲労を考慮し、積極的に休養日を設定する。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、家族との時間が過ごせるよう、連続した休養日を設定する。

※学校閉庁日は休養日とする。

尚、休養日においては、学校で行う自主練習も行わない。（校外でも組織的なものは認めない）

## 7 部活動委員会

下記業務に関わる連絡・協議・調整機関として部活動委員会を設置する。

### (1) 業 務

- ① 陸別中学校の部活動に係わる活動方針に関すること

- ② 部の新設、および休部、廃部に関すること
- ③ 顧問の配置に関すること
- ④ 入部・退部手続きに関すること
- ⑤ 活動期間、活動時間、活動場所に関すること（冬季期間の体育館使用割り当て）
- ⑥ 外部との連絡・相談・要望に係わること
- ⑦ その他、部活動に関すること

## （２）委 員

- ① 教頭および各部の代表１名（計５名）により組織する。
- ② 部活動委員会の役割分担は、次の通りとする。
  - ・委員長１名（教頭以外） ※委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

## ８ 本年度の部活動運営

部活動は、生徒の自主的・主体的な参加により行われる教育課程外の活動であるが、学校教育の一環として行われるものであり、その設置・運営は学校の判断で行う。

### （１）設置部と顧問体制

サッカー（青木、渡邊）、陸上（尾崎、西垣、永山）、ボランティア（梅木、重泉）  
バドミントン（及川、北川、諸見里）、設置外部活動（内山、石井）

### （２）部の新設および休部・廃部等に関すること

- ① 今後、生徒数の減少が予想されるため、新たに部は設置しない。
- ② 部の存廃は、下記の入部状況で決定する。
  - a) 年度当初（４月）の段階で部員がいらない場合は、廃部とする。
  - b) 年度途中で部員がいなくなった場合は、休部とする。
- ③ 部の廃部については上記規定によるが、保護者・PTA の理解に努める。
- ④ 年度途中で休部となった場合、当該部員の転入部を認める。
- ⑤ 休部または廃部となった部の顧問は、存続している部の顧問を担当する。
- ⑥ サッカー部が合同チームをつくる場合は、両校保護者の理解と校長の承認を得る。

### （３）選手の引率について

- ① 大会等による校外への移動については、できるだけスクールバス等の公共交通機関を利用する。  
尚、スクールバスでの引率は、保護者の協力を得て行うことができるものとする。  
（顧問である教職員が、審判、大会運営、その他の理由でスクールバスに同乗できない場合は、保護者がその代わりに同乗する）
- ② 練習試合、合同チームによる練習での選手送迎は、保護者の責任のもとに行う。
- ③ 大会、練習を問わず、顧問の自家用車に選手を乗車させることは認めない。

#### (4) 活動時間

- ① 平日は2時間程度とし、活動の時間帯は、4月～文化祭の期間は17時50分まで、文化祭後～3月末の期間は17時10分まで可能とする。
- ② 学校休業日は3時間程度とする。

#### (5) 休養日

- ① 週当たり2日以上 of 休養日（平日1日以上、土・日・祝日1日以上）を設け、また、下記②～④は全ての部活動の共通休養日とする。

尚、大会直前や当日と重なり活動を行う場合は、その翌週に代休日を設ける。

- ② 学力テスト前日

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 全校共通： | 8/27 | 11/6 | 2/4  |
| 3学年：  | 9/10 | 10/9 | 11/6 |

- ③ 行事の当日・前日

|             |      |          |
|-------------|------|----------|
| 体育祭< 5/25>  | 休養日： | 5/24～25  |
| 文化祭< 10/ 5> | 休養日： | 10/ 4～ 5 |
| 卒業式< 3/14>  | 休養日： | 3/13～14  |

- ④ 学校閉庁日

|        |      |
|--------|------|
| 8/10～  | 18   |
| 12/26～ | 1/ 6 |

## 9 その他

### (1) 全道大会・全国大会にかかわる経費の補助

- ・中体連主催の大会に参加する場合、大会参加費、交通費、宿泊費が町から全額補助される。
- ・中体連が主催となっていない、各競技団体等が主催する大会等に参加する場合、大会参加費、交通費、宿泊費が町から2/3補助され、1/3については自己負担となる。

### (2) 本方針は、必要に応じて随時、見直しを行う。

# 東北部方面 野球部合同チームにかかわり

令和6年度より陸別野球少年団に中学生も参加できるものとし、チームとしては陸別中学校の設置外部活動として足寄中・本別中・勇足中野球部合同チームに加わり活動する。

- ・対外的には陸別中野球部、内部的には少年団であり本校が設置する部活動とはしない。
- ・陸中としては、今ある「柔道」と同じような対応をとる。
- ・但し、陸別町としては町内にある少年団であり、将来の地域クラブチーム化を見据え、町として支援がなされ则认为る。

## 〈合同チームに向けての基本的確認事項〉

### 1 指導者、大会引率者

#### （１）通常の練習 「基本対応」

- ① 陸別中の単独練習は、陸別側の外部コーチ・保護者の責任のもとに行う。
- ② ４校での合同練習は、合同チームの監督・部長・顧問教師の指示のもとに行う。  
尚、陸別中側の外部コーチ・保護者は、上記指導者の要請のもと協力をする。  
また、怪我・事故などの対応は、陸別側が責任をもって、その対応にあたる。

#### （２）対外試合

- ① 中体連以外の大会、練習試合について、上記「基本対応」と同様の扱いとする。
- ② 中体連大会については、「基本対応」であるが、陸別中学校の担当教職員も加わるものとする。

#### （３）指導者窓口

- ① 陸別側の窓口は、陸別中の外部コーチが、その任にあたる。（一人を選任）
- ② 中体連大会以外は、合同チームの監督・部長との連絡、陸別中部員・保護者との連絡調整の一切を陸別中外部コーチが行う。
- ③ 中体連大会に関わっては、陸別中学校担当教職員が事務手続きの一部（中体連独自のもの）を担うものとする。

### 2 選手起用

- （１）選手起用については、合同チームの監督・部長の考えをチームの決定とする。
- （２）陸別側として選手起用については、合同チームの監督・部長に一任する。

### 3 練習場所、回数

- （１）合同練習の実施（日時、場所、練習内容など）については、合同チームの監督・部長に一任する。
- （２）合同練習を行わない場合、または、参加できない場合は、１－（１）－①による。